

外国為替証拠金取引（TEL）・取引約款改定箇所比較表

（平成 20 年 10 月 21 日）

[外国為替証拠金取引（TEL）・取引約款改定箇所比較表]	
改定後	改定前
<p>二重線削除。下線部追加・変更</p> <p>第 1 条 （リスクと自己責任の確認）</p> <p>私は次の各号に掲げる内容を十分に把握したうえで本約款に記載されている事項を承認し、私の判断と責任において、外国為替取引を行うことを確認します。</p> <p>(1) 私が貴社と行う外国為替取引においては、対象通貨に係る外国為替相場の変動、外国為替相場変動率の変化、対象通貨及び円の金利水準の変動のリスクを負っていること。</p> <p>(2) 私が貴社と行う外国為替取引においては、<u>貴社、カバー先金融機関及び顧客資金の預託先金融機関</u>の信用低下によるリスクを負っていること。</p> <p>(3) 私が貴社と行う外国為替取引から発生する私の貴社に対する債権は、貴社に対する一般の債権者の債権と同様に取扱われること。</p>	<p>第 1 条 （リスクと自己責任の確認）</p> <p>私は次の各号に掲げる内容を十分に把握したうえで本約款に記載されている事項を承認し、私の判断と責任において、外国為替取引を行うことを確認します。</p> <p>(1) 私が貴社と行う外国為替取引においては、対象通貨に係る外国為替相場の変動、外国為替相場変動率の変化、対象通貨及び円の金利水準の変動のリスクを負っていること。</p> <p>(2) 私が貴社と行う外国為替取引においては、貴社の信用低下によるリスクを負っていること。</p> <p>(3) 私が貴社と行う外国為替取引から発生する私の貴社に対する債権は、貴社に対する一般の債権者の債権と同様に取扱われること。</p>
<p>第 3 条 （注文）</p> <p>私が行う外国為替取引の注文、注文の訂正、注文の取消し等は貴社を通じ行うものとします。又貴社を通じて行う指示は全て私の指示として取扱われるものとします。</p> <p>2 私は、貴社に外国為替取引の注文の出すときは、次に掲げる事項を明示します。</p> <p>(1) 通貨の種類</p> <p>(2) 注文の区別(売り・買い、新規・手仕舞い決済)</p> <p>(3) 注文の数量</p> <p>(4) 指値又は成行等の区分</p> <p>(5) 指値等の<u>預り注文</u>の場合、その値段、又は<u>値幅及び売買注文の有効期限</u></p> <p>3 私は外国為替取引において、同一通貨での<u>売り</u>と<u>買い</u>の未決済ポジションを同時に持つ、いわゆる両建の注文はできないことに同意します。</p>	<p>第 3 条 （注文）</p> <p>私が行う外国為替取引の注文、注文の訂正、注文の取消し等は貴社を通じ行うものとします。又貴社を通じて行う指示は全て私の指示として取扱われるものとします。</p> <p>2 私は、貴社に外国為替取引の注文の出すときは、次に掲げる事項を明示します。</p> <p>(1) 通貨の種類</p> <p>(2) 注文の区別(売り・買い、新規・手仕舞い)</p> <p>(3) 注文の数量</p> <p>(4) 指値又は成行等の区分</p> <p>(5) 指値の場合、その値段及び<u>売買注文の有効期限</u></p> <p>3 私は外国為替取引において、同一通貨での<u>買い</u>の未決済ポジションを同時に持つ、いわゆる両建の注文はできないことに同意します。</p>
<p>第6条 （取引証拠金の取扱い）</p> <p>私が貴社と行う外国為替証拠金取引に係る取引証拠金の取扱いについては、次の各号に定めるところによることとします。</p> <p>(1) 新規の売付取引又は新規の買付取引を成立させようとするときは、貴社の定める必要証拠金額以上の額を取引証拠金として、その取引を行うときまでに貴社の定める方法により、貴社に預託すること。</p> <p>(2) 貴社が取引証拠金の代用となる充用有価証券の受け入れを行わないこと。</p> <p>(3) 外国為替取引に係る取引証拠金として私が預託している現金の引出しについては、本約款に従って貴社の定めるところによること。</p> <p>(4) 貴社は経済情勢の変化や相場水準の変化等に</p>	<p>第 6 条 （取引証拠金の取扱い）</p> <p>私が貴社と行う外国為替証拠金取引に係る取引証拠金の取扱いについては、次の各号に定めるところによることとします。</p> <p>(1) 新規の売付取引又は新規の買付取引を成立させようとするときは、貴社の定める必要証拠金額以上の額を取引証拠金として、その取引を行うときまでに貴社の定める方法により、貴社に預託すること。</p> <p>(2) 貴社が取引証拠金の代用となる充用有価証券の受け入れを行わないこと。</p> <p>(3) 外国為替取引に係る取引証拠金として私が預託している現金の引出しについては、本約款に従って貴社の定めるところによること。</p> <p>(4) 貴社は経済情勢の変化等に伴い取引証拠金率を変更することができることとし、取引証拠金率を変</p>

<p>併い定期的に新規注文の取引証拠金率額を変更することができることとし、取引証拠金率額を変更したときは、未決済ポジションその時点で既に有効な新規注文の取引証拠金に対しても変更後の取引証拠金率額を適用できること。</p> <p>(5) 前各号に定めるほか、私が貴社と行う外国為替取引に係る取引証拠金の取扱いについては貴社の定めるところによること。</p>	<p>更したときは、未決済ポジションの取引証拠金に対しても変更後の取引証拠金率を適用できること。</p> <p>(5) 前各号に定めるほか、私が貴社と行う外国為替取引に係る取引証拠金の取扱いについては貴社の定めるところによること。</p>
<p>第7条 (評価損益の取扱い)</p> <p>私が貴社と行う外国為替取引で発生する評価損益の取扱いについては、次の各号に定めるところによることとします。</p> <p>(1) 私の未決済ポジションに対して行う評価損益に関しては、インターバンクレートを基に貴社が定時刻毎に提示するレートを用いて計上すること。</p> <p>(2) 外国為替相場の変動により評価損益が生じた場合、その額を新たな取引の取引証拠金として評価資産額へ反映すること。</p> <p>(3) 私が預託する外貨の証拠金に対しても、第1項のレートを用いて評価額を算出すること。</p>	<p>第7条 (評価替)</p> <p>私の未決済ポジションに対して毎日行う評価替に関しては、ニューヨーク外国為替市場のインターバンクレートの引値を用いてこれを行うことに同意します。なお、ニューヨーク外国為替市場が休場の場合はロンドン外国為替市場の引値を、両市場とも休場の場合は東京外国為替市場の引値を用いてこれを行うことに同意します。</p> <p>2 前項に定める評価替によって生じる差損益金につき、益計算であればその益計算分が、また損計算であればその損計算分がスワップ金利と共に取引口座内において日々清算されることに同意します。また未決済ポジションの全ての約定値段が、前項に定める評価替の時点で、ニューヨーク外国為替市場のインターバンクレートの引値に日々引き直されることに同意します。</p> <p>3 第23条の自動決済制度の計算の場合は、日本時間午後5時現在における東京外国為替市場のインターバンクレートの引値を用いてこれを行うことに同意します。</p>
<p>廃止</p>	<p>第8条 (計算上の利益の引出し等の時限)</p> <p>私は外国為替相場の変動により評価替による損益が生じた場合、その額を新たな取引の取引証拠金として預託すべき額へ充当することとします。また預託金残高が必要証拠金を上回っている場合、現金残高の額を上限とし、金利その他発生費用を考慮した上で、現金の返還を請求できることとします。</p>
<p>第8条 (スワップ金利の取扱い)</p> <p>私が貴社と行う外国為替取引で発生するスワップ金利の取扱いについては、次の各号に定めるところによることとします。</p> <p>(1) 受払方法や各営業日の受払日数、及び受払金額について貴社が指定できること。</p> <p>(2) スワップ金利による損益が生じた場合、その額を新たな取引の取引証拠金として評価資産額へ反映すること。</p>	<p>新設</p>
<p>第9条 (返還請求)</p> <p>私の評価資産額が必要証拠金を上回っている場合、現金残高の額を上限とし、諸経費を考慮した上で、現金の返還を請求できることとします。</p> <p>2. 前項の現金の請求を行う際、円貨の預託金に対して外貨の立替金、又は外貨の預託金に対して円貨の立替金がある場合、立替金を解消するまで貴社が出金の請求に応じないことに同意します。</p>	<p>新設</p>

<p>3. <u>前各項に定めるほか、私が貴社と行う外国為替取引に係わる返還請求については貴社の定めるところによることとします。</u></p>	
<p><u>第 10 条 (月末取引残高報告書)</u></p> <p>貴社は毎月1回以上私の預託金残高、未決済ポジション等を記載した通知書を発行し、私が通知した住所宛に郵送することとします。</p>	<p>第9条 (通知書の発行)</p> <p>貴社は毎月1回以上私の預託金残高、未決済ポジション等を記載した通知書を発行し、私が通知した住所宛に郵送することとします。</p>
<p><u>第 19 条 (充当の指定)</u></p> <p>債務の弁済又は第 4516 条の差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社が適当と認める順序方法により充当することができます。</p>	<p>第 18 条 (充当の指定)</p> <p>債務の弁済又は第 15 条の差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社が適当と認める順序方法により充当することができます。</p>
<p><u>第 22 条 (報告)</u></p> <p>第 4314 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直接書面をもって速やかにその旨の報告をします。</p>	<p>第 21 条 (報告)</p> <p>第 13 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直接書面をもって速やかにその旨の報告をします。</p>
<p><u>第24条 (自動決済ロスカット制度)</u></p> <p>私は貴社が私の未決済ポジションを定時刻毎にその時点における外国為替相場で評価替評価損益の計算を行い、<u>口座残高評価資産額が取引証拠金の30%相当額に対する貴社指定の割合を下回った場合には、私の全ての未決済ポジションが成行で自動的に手仕舞い決済されることを承諾します。但し、貴社にその義務はなく、又当該手仕舞い決済によって生じる差損益金は、全て私に帰属することに同意します。</u></p> <p>2 第6条4号所定の取引証拠金の変更があったとき、私の未決済ポジションの自動ロスカットの値段基準額も貴社所定の実施日より変更となり、その値段基準額に基づいて自動ロスカットの執行が行われることに同意します。但し、貴社は実施日をその適用日の2営業日前までに私に通知することとします。</p>	<p>第 23 条 (自動決済制度)</p> <p>第7条3項による評価替の時点から計算し、口座残高の評価額が取引証拠金の50%相当額を下回った場合には、私の全ての未決済ポジションに対し貴社が成行で手仕舞い注文を出し、自動決済されることを承諾します。但し、貴社にその義務はなく、また当該手仕舞いによって生じる差損益金は、すべて私に帰属することを同意します。</p>
<p><u>第 25 条 (自動コンバージョン)</u></p> <p>私が預託する円貨の証拠金に対して外貨の立替金が発生している場合、又は預託する外貨の証拠金に対して円貨の立替金が発生している場合は、<u>貴社指定の日時において貴社が提示する転換レートで定期的に円貨、又は外貨を取崩し、立替金を補填できることとします。</u></p> <p>2 前項において預託する外貨が複数ある場合、貴社が指定する優先順位任意で外貨を取崩すことに異議ありません。</p>	<p>新設</p>
<p><u>第 31 条 (約款の解約)</u></p> <p>次の各号いずれかに該当し、又は私が第 4314 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は解約されることに同意します。但し、解約時において私が貴社と行う外国為替取引の未決済ポジションが残存する場合、又は私の貴社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有</p>	<p>第 29 条 (約款の解約)</p> <p>次の各号いずれかに該当し、又は私が第 13 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は解約されることに同意します。但し、解約時において私が貴社と行う外国為替取引の未決済ポジションが残存する場合、又は私の貴社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有す</p>

<p>するものとします。</p> <p>(1) 私が貴社に対し解約の申出をしたとき。</p> <p>(2) 私が本約款の各条項のいずれかに違反し、貴社が本約款の解約を通告したとき。</p> <p>(3) 第 32—35 条に定める本約款の変更に私が同意しないとき。</p> <p>(4) 私(法人その他団体を含む)が暴力団等の不法勢力に所属するものであると貴社が判断し、貴社が本約款の解約を通告したとき。</p> <p>(5) 前各号のほか、やむを得ない事由により、貴社が私に解約の申出をしたとき。</p> <p>2 前項の場合において、私の外国為替取引口座に残高があるときの処理については、私の指示に従うこととします。</p> <p>3 前項の指示をした場合に、貴社の要した実費はその都度貴社に支払います。</p> <p>4 私は第 1 項第 4 号において、私の外国為替取引口座に未決済ポジションがある場合、速やかに手仕舞い決済いたします。私がそれをしない場合は、その手続きを促された日から 20 営業日が経過する日の取引終了の直前に私から手仕舞いの指示があったものとみなし、貴社において翌営業日の取引開始時点で、成行による手仕舞い決済の注文を出して頂いて結構です。但し、取引開始時刻が通常と異なる取扱通貨については、別途定められた時刻に貴社が手仕舞い決済の注文を出すことに異議ありません。</p>	<p>るものとします。</p> <p>(1) 私が貴社に対し解約の申出をしたとき。</p> <p>(2) 私が本約款の各条項のいずれかに違反し、貴社が本約款の解約を通告したとき。</p> <p>(3) 第 33 条に定める本約款の変更に私が同意しないとき。</p> <p>(4) 私(法人その他団体を含む)が暴力団等の不法勢力に所属するものであると貴社が判断し、貴社が本約款の解約を通告したとき。</p> <p>(5) 前各号のほか、やむを得ない事由により、貴社が私に解約の申出をしたとき。</p> <p>2 前項の場合において、私の外国為替取引口座に残高があるときの処理については、私の指示に従うこととします。</p> <p>3 前項の指示をした場合に、貴社の要した実費はその都度貴社に支払います。</p> <p>4 私は第 1 項第 4 号において、私の外国為替取引口座に未決済ポジションがある場合、速やかに手仕舞いいたします。私がそれをしない場合は、その手続きを促された日から 20 営業日が経過する日の取引終了の直前に私から手仕舞いの指示があったものとみなし、貴社において翌営業日の取引開始時点で、成行による手仕舞いの注文を出して頂いて結構です。但し、取引開始時刻が通常と異なる取扱通貨については、別途定められた時刻に貴社が手仕舞いの注文を出すことに異議ありません。</p>
--	---